

令和5年度第1回 北川村職員採用試験（保育士）実施要領

令和5年度第1回 北川村職員採用試験（保育士）について、次のとおり実施します。

1. 採用職種 : 一般行政職（保育士）
2. 採用予定人員 : 若干名
3. 受験資格
 - (1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有する者、または採用日までに資格を有する者
 - (2) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）
4. 受験（申込）の方法及び受付期間
 - (1) 受験（申込）方法の掲載について
 - ① 掲載場所 : 北川村ホームページ
 - ② 掲載開始日時 : 令和5年8月14日（月）
 - (2) 受験申込方法

申込みはインターネットのみです。北川村役場への郵送又は持参による受付は行いません。

下記 URL にアクセスし、必要事項を入力の上、お申し込み手続きをお願いします。
URL は北川村ホームページにも掲載しています。

<https://secure.bsmrt.biz/kitagawavill/u/job.php>

お申し込み時に必要となる添付ファイルは下記のとおりです。

※1 エントリー時に、最近3ヶ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きのもの）を添付してください。

※2 申込書の記載事項に不備のある場合は、受理できません。その際は、ご連絡する場合がありますが、このために生じた申し込みの遅延等については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。

(3) 郵送書類

学校教育法による最終学校の成績証明書

- ・大学院を修了又は修了見込の人は、大学院ではなく大学の成績証明書を郵送してください。
- ・既卒者の方で、成績証明書の交付が受けられないときは、卒業証明書を郵送してください。

幼稚園教諭・保育士資格を証明する書類の写し

- ・取得見込の方は、在学証明書または卒業証書を添付してください。

(4) 受験申込受付期間

令和5年8月14日（月）9：00から令和5年9月29日（月）17：00まで

北川村ホームページから「北川村職員採用試験受験申込み」にアクセスし、画面の指示に従い全ての必要項目を入力の上、受付期間中に登録してください。

- ① 申込みはインターネットによる申込みのみとなります。役場窓口への持参及び郵送での受付は行いません。
- ② 申込みに要する通信料等は、申込者の負担となります。
- ③ 詳細は下記の他「北川村職員採用試験インターネット申込利用案内」をご覧ください。

(5) 申込手続（別途「インターネット申込利用案内」参照）

- ① 申込みは、「仮登録」と「本登録」の2段階方式となっています。まず、「仮登録」を行い、「事前登録完了通知」にて個人IDとパスワードを取得してください。
- ② 次に、受付期間中に申込サイトのマイページにログインして「本登録」を行ってください。（個人IDとパスワードは、受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- ③ 「本登録」の受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールが自動配信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に北川村役場総務課へ問い合わせてください。
- ④ 受付後の連絡はメールにて行いますので、申込み後、メールアドレスの変更が必要な場合は北川村役場総務課へ連絡してください。
- ⑤ 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、いかなる理由があっても受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がある等、受付期間終了の直前は、サーバーが込み合う恐れがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害によるトラブル等については一切責任を負いません。

⑥ 受付期間終了後、受験票交付に関するお知らせメールを送信しますので、手続きをしてください。

受験者は「受験票」を印刷したものに署名し、試験会場に必ず持参してください（持参しない場合は、受験が認められません。）。

(6) 受験申込に関するチェック事項

- ① 受験資格を満たしている。
- ② Webでの受験申込時、仮登録の後に本登録を行い、「申込完了のお知らせ」のメールが届いた。
- ③ Webでの受験申込後、「受験票」を印刷した。

(7) 第1次試験の受験の際に必要な書類

- ・ 受験票
- ・ 本人確認書類（顔写真付身分証明書）

※忘れた場合には受験できないことがありますので注意してください。

5. 一次試験の日時及び場所

試験種目 … 基礎能力試験、パーソナリティ検査

- (1) 日時 : 令和5年10月15日(日)
- (2) 場所 : 北川村役場 2階 第1会議室
- (3) 試験日程・種目
8時30分～8時45分・・・受付
9時00分～11時00分・・・教養試験
11時15分～12時45分・・・保育士専門試験
13時00分～13時35分・・・パーソナリティ検査

6. 二次試験の日時及び場所

一次試験合格者には、作文を事前提出していただく予定です。テーマ等について、合格者にお知らせいたしますので、令和5年11月6日(月)必着で北川村役場総務課までご提出ください。公共交通機関のご都合により、受付時間前にお越しになる場合は、事前にご連絡ください。

- (1) 日時 : 令和5年11月12日(日)の予定
- (2) 場所 : 北川村役場 2階 第1会議室
- (3) 試験日程、種目(予定)
① 9時00分～9時20分・・・受付
② 9時30分～・・・面接

7. 三次試験の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和5年11月19日(日)の予定
- (2) 場 所 : 北川村役場 2階 第1会議室
- (3) 試験日程、種目(予定)
 - ① 9時00分～9時20分・・・受付
 - ② 9時30分～・・・面接

8. 合格から採用

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。その中から北川村職員として採用される人を決定し、令和5年11月下旬に北川村役場掲示板に掲示するとともに、合格者に通知します。
- (2) 採用は、令和6年4月1日の予定ですが、欠員等の状況により、採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。
- (3) 合格者であっても採用通知のない人は、採用となりません。

9. 採用者に対する受験に係る交通費の助成

北川村役場に採用となった方は、採用後に最終試験を受験する際に必要となった交通費の助成を受けることができます。公共交通機関等の領収書等(金額・区間が分かるもの)は大切に保管してください。通常領収書等が発行されない公共交通機関等については、北川村一般職の職員の旅費に関する条例に準じて助成します。

10. 給与

(1) 給料

北川村一般職員の給与に関する条例により給料等が支給されます。

- (例) 短大2卒 20歳 行政職給料表 1級13号俸 164,100円
- ※金額は令和5年4月1日現在。上記を基本に、採用時における前職歴等を経験年数に換算し、実際の給料額を決定します。

【前職歴加算の例】

短大2卒で民間の保育園で保育士として5年間勤務し、職員採用された場合

$$1級13号 + (5年 \times 換算率1.0) \times 4号俸/年 = 1級33号$$

決定初任給 198,500円

○換算率は、前職暦年数・業種・雇用形態等によって異なります。

(2) 昇給

通常は、年1回で前1年間における勤務成績に応じて決定します。

- (例) 良好な成績で勤務した職員の昇給を4号給とすることを標準として、規則で定める基準に従い決定します。

(3) 期末勤勉手当（令和5年4月1日現在）

6月、12月に条例及び規則等で定める割合を乗じて支給します。

（例）令和5年度の基礎額 4.4月（年間）

(4) 諸手当

期末・勤勉手当のほか、支給要件を満たす人には、扶養手当・通勤手当・住居手当等を支給します。

11. 注意事項

- (1) 試験当日は、受験に必要な書類、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム等）を必ず持参してください。
- (2) 遅参した人は受験できない場合がありますので、指定時刻までに必ず集合してください。
- (3) 試験会場では係員の指示に従って行動してください。係員の指示に従わない場合または不正行為のあった場合には、退場を命じます。
- (4) 申込書類記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 試験に関する提出書類は返却できません。
- (6) 試験会場には食堂はありません。昼食が必要な場合は各自で昼食の準備をしてください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策（マスク着用等）は各自の判断となります。

12. 問合せ先

お問い合わせは基本的に電話にてお願いします。

北川村役場 総務課

住 所：〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲 1530

電 話：0887-32-1212

E-mail：soumu@vill.kitagawa.lg.jp

（平日午前8時30分～午後5時15分にご連絡ください）

13. その他

この要領は、令和5年8月10日から施行し、令和5年11月30日でその効力を失う。